

令和5年第3回東大和市議会定例会会議録第20号

令和5年9月11日（月曜日）

出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 二宮由子君 | 2番 | 大后治雄君 |
| 3番 | 石田昭太朗君 | 4番 | 関綾子君 |
| 6番 | 尾崎利一君 | 7番 | 上林真佐恵君 |
| 8番 | 中村庄一郎君 | 9番 | 木下富雄君 |
| 10番 | 森田博之君 | 11番 | 押本修君 |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 高峰章君 |
| 14番 | 大川元君 | 15番 | 中間建二君 |
| 16番 | 荒幡伸一君 | 17番 | 木戸岡秀彦君 |
| 18番 | 佐竹康彦君 | 19番 | 東口正義君 |
| 20番 | 金井康哲君 | 21番 | 床鍋義博君 |
| 22番 | 中野志乃夫君 | | |

欠席議員（1名）

5番 早川美穂君

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|--------|
| 事務局長 | 吉沢寿子君 | 事務局次長 | 嶋田淳君 |
| 議事係長 | 吉岡繁樹君 | 主任 | 関口百合子君 |
| 主任 | 高石健太君 | | |

出席説明員（30名）

| | | | |
|------------|-------|---------------|-------|
| 市長 | 和地仁美君 | 副市長 | 松本幹男君 |
| 教育長 | 岡田博史君 | 企画財政部長 | 神山尚君 |
| 総務部長 | 矢吹勇一君 | 市民環境部長 | 木村西君 |
| 子ども未来部長 | 志村明子君 | 地域福祉部長 | 伊野宮崇君 |
| 健康いきいき部長 | 川口荘一君 | まちづくり部長 | 金子秀之君 |
| 教育部長 | 小俣学君 | 企画政策課長 | 荒井亮二君 |
| 行政改革推進担当課長 | 岩本尚史君 | 公共施設等マネジメント課長 | 遠藤和夫君 |
| 市民課長 | 長井素子君 | 課税課長 | 星野宏徳君 |

地域振興課長 池田 剛 君
障害福祉課長 大法 努 君
介護保険課長 里見 拓美 君
新型コロナウイルス感染症
対策担当課長 中山 仁 君
下水道課長 畠山 輝 君
学校施設更新等
担当課長 中橋 健 君
青少年課長 石川 博隆 君

環境対策課長 梶川 義夫 君
地域包括ケア
推進課長 石嶋 洋平 君
保険年金課長 吾郷 真利 君
都市づくり課長 稲毛 秀憲 君
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君
新校開設
担当課長 大野 祐司 君
生涯学習課長 岩野 秀夫 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（東口正美君） 6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染症から市民の命と健康を守る取組について。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から「5類感染症」に移行しましたが、感染は拡大しています。

以下、伺います。

①新型コロナウイルス感染症の現状に対する認識を伺います。

②市民の命と健康を守る施策について伺います。

2、介護保険について。

①第9期介護保険事業計画策定に向けた現状と課題について。

②特養ホームの早期建設について。

3、学校統廃合について。

①小・中学校の統廃合計画について。

②第七小と第九小の統廃合計画について。

4、いわゆる「葬儀難民」の現状と対策について。

①現状と課題、市の対策について。

5、下水道使用料、家庭廃棄物指定収集袋（手数料）—いわゆるごみ袋代、国民健康保険税の緊急引下げについて。

令和5年第2回定例会で、下水道使用料、家庭廃棄物指定収集袋（手数料）、国民健康保険税の緊急引下げを求めましたが、市長は、いずれも困難だとしました。しかし、周辺4市（立川市、小平市、東村山市及び武蔵村山市）と比べて、いずれも極端に高いものであることは、その際の答弁で明らかです。

以下、伺います。

①周辺4市と比べて、下水道使用料、家庭廃棄物指定収集袋（手数料）、国民健康保険税のいずれも東大和市民の負担が極端に高いものになっている理由を伺います。

②東大和市民が、周辺市の市民よりも極端に高い負担を負うべき理由はありません。引き下げを求めますが、市の見解を伺います。

6、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の

課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取組や検討状況について伺います。

以上です。

再質問については自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の現状に対する認識であります。新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として感染者が発生しておりますので、市民の皆様の生命、健康、生活に影響を与える感染症であると認識しております。

次に、市民の命と健康を守る施策についてであります。市では、東大和市医師会及び関係機関の御協力をいただき、国の通知に基づき、新型コロナウイルスのワクチン接種を適切に実施いたします。

次に、第9期介護保険事業計画策定の現状と課題についてであります。現在市民の皆様や介護保険サービス事業所に対し実施した準備調査の結果や、第8期計画における事業の取組状況を踏まえ、第9期計画の内容についての検討を進めております。

課題につきましては、地域包括ケアシステムをさらに推進させるために必要な施策の反映や、令和6年度から3か年における要介護認定者数の見込み及び給付費の伸びなどを勘案しながら、各種介護保険サービスを適切に見込むこととあります。

次に、特別養護老人ホームの早期建設についてであります。第8期介護保険事業計画におきましては、高齢者の住まいの整備状況も見据えながら、公有地の活用を基本に、整備時期及び整備地域を含め具体的に検討するとしておりますが、現時点では特別養護老人ホームの整備については、結論に至っておりません。

現在策定中の第9期計画におきまして、特別養護老人ホームの整備に関する考え方をその計画期間内に整理するよう、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校の再編計画についてであります。現在東大和市立小・中学校再編計画等に基づき、子供たちにとって快適な教育環境の整備に取り組んでいるところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、第七小学校と第九小学校の統合による新校開設についてであります。現在子供たちの未来を見据え、安全・安心で快適な教育環境や学校生活を確保するため、開校時期や統合時期等のスケジュールの見直し等、事務を進めているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、いわゆる葬儀難民の現状と対策についてであります。高齢化社会の進展による死亡者数の増加状況を鑑みますと、火葬を希望する日にちや時間帯によっては、お亡くなりになられてから葬儀までに一定日数を要することもあると認識しております。

このような中、火葬場につきましては、市内では条例上の設置場所の条件を満たす適地を探すことが困難であることや、一部事務組合への加入等を行う場合は多額の財政負担が生じるなど、多くの課題が見込まれることから、長期的な視点で調査・研究していく必要があると考えております。

次に、市の下水道使用料、家庭廃棄物処理手数料及び国民健康保険税の周辺市との比較についてであります。下水道使用料につきましては、下水道施設の適切な維持管理と下水道事業の安定的な経営を図るため、家

庭廃棄物処理手数料につきましては、ごみの減量化や費用負担の公平化を図るため、そして国民健康保険税につきましては、国民皆保険を下支えする国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、それぞれ金額を定めており、対象経費に見合った適正な水準であると考えております。

次に、下水道使用料、家庭廃棄物処理手数料及び国民健康保険税の緊急引下げについてであります。先ほどの答弁でお答えしたように、それぞれの金額は各事業の安定的な運営などを考慮して定めているため、引下げを行うことは困難であると考えております。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり、結論に至っておりません。

桜が丘3丁目の国有地につきましては、利用計画を策定することが求められておりますが、検討中であり、結論に至っておりません。

都有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、東京都の東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクトとして、民間事業者による複合施設の建設工事が進められているところであります。

また、公園及び運動広場につきましては、東京都が工事に着手したところであります。

運動広場に附属する管理棟につきましては、市が工事着手に向けた準備を進めているところであります。

都営向原団地の創出用地につきましては、北側の創出用地において、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めているところであります。

市有地についてであります。第一学校給食センター跡地につきましては、借地にある施設を移設、集約するための検討をしているところであります。

第二学校給食センター跡地につきましては、（仮称）子ども発達支援センターつむぎ東大和及び（仮称）東大和どろんこ保育園の整備に向けて、運営事業者において事務が進められております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、小・中学校の再編計画について御説明いたします。

現在東大和市立小・中学校再編計画等に基づき、第七小学校と第九小学校の統合による新校の開設に向けまして検討を進めているところであります。

今後老朽化した全小・中学校の学校施設について、順次更新を進めていく予定としております。

引き続き、子供たちにとって快適な教育環境を確保するため、小・中学校の再編に取り組んでまいります。

次に、第七小学校と第九小学校の統合による新校開設についてであります。令和5年度中に開校時期や統合時期等のスケジュールの見直しを踏まえまして、新校舎の整備方針等を示す基本構想を策定し、基本・実施設計に入る予定としております。

今後につきましても、第七小学校と第九小学校の統合、新校舎の開校に向けまして、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、地域の皆様の意見を踏まえながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

私の再質問の最初は新型コロナの問題ですけれども、私自身、コロナに感染、罹患しまして、8日まで外出自粛ということで、議会休むことになりました。申し訳ありませんでした。

それで、8日まで休むということで、市民の皆さんから与えられた議員の大切な権利である一般質問、11日——今日やらせてほしいということで議長に申し入れまして、質問の順番を一番最後に回していただくという措置を取っていただきました。議長をはじめ議員の皆さんがこのような判断をしていただいたことに心からの敬意と感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、再質問に入ります。

新型コロナウイルス感染状況については、5類移行後、全数把握がされていませんが、お盆後かなり増えてきています。5類移行当初と直近の状況で、都内、立川保健所管内の新規感染者数、入院数についてどのような状況か伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルス感染症の5類移行後におけます定点医療機関からの報告といたしまして、移行当初であります5月8日から5月14日と、直近であります8月21日から8月27日までの1週間単位でこちらのほうをお答えさせていただきます。

東京都の新規感染者数につきましては、移行当初は994人、1定点当たり2.4人ということと、直近でございますが、5,956人、1定点当たり14.53人となっております。入院患者数につきましては、移行当初は506人、直近では2,684人となっております。

多摩立川保健所の新規感染者数につきましては、移行当初は47人ということと、1定点当たり2.24人、直近では330人で、1定点当たり15.71人となっております。入院患者数につきましては、保健所ごとでの人数の公表はちょっと今のところないという状況でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。かなり増えてきているということだと思います。

ワクチン接種の現状と課題について伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルスワクチンにつきましては、国の通知に基づきまして令和5年5月8日以降、春開始接種、こちら実施しております。また、9月20日からになります。令和5年秋開始接種をオミクロン株XBB1.5対応ワクチンを用いまして、市内の個別医療機関で接種を開始いたします。

集団接種につきましては、来月——10月より実施する予定とさせていただいております。対象につきましては、生後6か月以上の初回接種を完了した方となっております。

今後のワクチン接種につきましては、国は令和6年度からの定期接種化や有料化などについて検討を開始したと伺っております。詳細については、今後国から通知があるものと考えておりますが、市民の皆様適切にワクチン接種を実施するためには一定の準備期間が必要になってまいりますので、早期に令和6年度の実施内容が定められることが必要ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私も7月21日に65歳になりまして、8月1日にワクチン接種を受けました。おかげさまで軽く済んだのかなと思ってるんですけども。

次に、補正予算（第1号）で検査費用が組まれました。高齢者施設ではPCR検査83人、抗原検査312人を想定して400万、障害者施設ではPCR検査100人、抗原検査100人を想定し、275万円です。

現時点での事業実績について伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護サービス事業所におきましては5事業所から交付申請があり、交付決定額

は約93万円となっております。

以上でございます。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害福祉サービス事業所におきましては4事業所から交付申請があり、交付決定額は43万5,000円となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会のコロナ第8波に関する調査では、高齢者施設の53%でクラスターが発生し、感染者の87%が入院できずに施設に留め置かれました。そして多くの方が亡くなりました。

クラスターを生まないため、高齢者施設や障害者施設での検査は大変重要です。事業実績の評価と強化点などについて伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 高齢者施設及び障害者施設におけるPCR等検査の事業実績の評価についてありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった令和2年度に比べ、東京都が実施する集中的検査が拡充され、職員の検査体制の強化が図られました。また、集中的検査では対象外となる利用者等への検査体制を市の事業で補完しており、安心してサービスを利用できる環境の整備に一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 利用者の検査、市のこの事業で補完してるということですが、当初の想定、予算規模からしてもまだまだ少ないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ強化をお願いしたいと思います。高齢者施設、障害者施設とともに、学校など子供施設でも検査体制を再構築して、クラスターを生まない対策が必要だということはこの間求めてまいりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

同じこの連絡会の調査で、入院できずに施設に留め置かれた理由の9割は、病床が逼迫していたからです。医療機関の拡充が求められています。廃止された村山大和保健所の復活も含め、医療保健体制の拡充が必要と考えますが、市の見解を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 東京都において新興感染症が発生した際に、都の設置する保健所が地域保健の広域的、専門的、技術的拠点としての役割、そして機能を果たすために、必要な組織体制や業務運営の在り方などを検討し、その検討内容がまとまったということをお聞かせください。

今後感染症に対する体制等の強化も含めまして、東京都において対応いただけるものと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど申し上げましたが、9月に入ってコロナに罹患し、せき止めと重症化予防のラゲブリオを処方してもらいました。薬代730円でしたが、ラゲブリオが公費負担されているためです。10月以降、公費負担がなくなれば薬代は2万9,000円を超えます。重症化リスクの高い高齢者が経済的理由からラゲブリオやパキロビッドなど抗ウイルス薬を飲めなくなるという状況が広がります。まさに金の切れ目が命の切れ目になりかねません。

日本共産党は、非常に高額な新型コロナの抗ウイルス薬などの価格がタミフルなど他の感染症治療薬と同水準になるまで公費負担を継続することを求めています。これ、市としてもぜひ国に求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 感染症が5類へ移行された後、感染された患者の負

担の軽減措置といたしまして、高額な治療薬について9月30日まで公費負担が継続されてございます。

10月1日以降の治療薬の公費負担の継続について、全国知事会は国へ要望を行い、国は全国知事会などの考えも聞きながら今後の方針を検討するとしておりますことから、国において適切な対応がなされるものという認識でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひお願いしたいと思います。本当に高くてね、重症化しそうなんだけども薬飲めないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、介護保険に移ります。

厚生労働省の研究班によると、認知症の方は2020年時点で600万人と推計され、25年には約700万人に上ると見込まれています。65歳以上の5人に1人ということです。

市内の認知症の方は何人ぐらいいると考えられるのか伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 厚生労働省の「認知症の人の将来推計について」において、2025年——令和7年の認知症患者推定有病率は高齢者の20.6%とされており、当市の高齢者の推計人数を乗じた場合、約4,900人とされます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） やはり5人に1人ということですね。

それで、介護保険事業報告で、直近の特養ホーム入所者数、分かると思います。要介護度別に教えてください。要介護1・2でも入所できるはずですが、どのような場合に入所できるのかも教えてください。

○介護保険課長（里見拓美君） 令和5年8月末現在の介護保険事業状況報告によりますと、市の被保険者が特別養護老人ホームに入所している人数は、要介護5が122人、要介護4が213人、要介護3が137人、要介護2が20人、要介護1が5人、合計で497人となります。

要介護1または2と認定された方が入所を希望した場合、特例入所として取扱いできる要件として4点ございます。1点目は、認知症で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、2点目は、知的障害、精神障害等により日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、3点目は、家族等による深刻な虐待が疑われること等により心身の安全・安心の確保が困難であること、4点目は、単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であることとされております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、認知症高齢者の方で徘徊、行方不明など、最近あまり情報を目にしませんけれども、在宅困難な歩けるタイプの認知症の方で要介護1や2でも特養ホームに入所できる実態があるということでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 特例入所の判定につきましては、国の指針や各自治体のガイドラインに沿って入所申込みを受けた特別養護老人ホームが入所検討委員会において総合的に判断して決定しております。

特例入所が認められたケースとしましては、認知症や家族の支援が難しいなど、複数の困難要件が重なっているケースが多く見られます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 特養ホームの早期建設については、第9期計画期間内に整理できるよう検討を進めると

いうことで、一步踏み込んだ答弁をいただきました。市内及び周辺の7施設での待機者が130人余りということですから、それ以外にも待機者がいると考えられます。また、特養ホームは、市内にできたからといって、市民だけを受け入れるものではありません。他の自治体からも当然入所します。このことを勘案すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 他自治体からの入所者に関してではありますが、今後におけます特別養護老人ホームの整備に関する考え方の整理の中で留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 日本共産党市議団は関東財務局に直接交渉し、参院宿舎跡地は、特養ホーム等を建設する場合に賃料50年通算で39%に割引く土地として市に示されました。約7,600平米あります。7年間塩漬けにされてきました。介護保険料を払っている、利用料も払うと言っているのに入れる施設がないというのは、国家的詐欺と言われるゆえんです。改めてフル活用することを求めておきます。

次に、認知症グループホームに入所されている方は何人いますか、伺います。また、グループホーム利用料が高過ぎて利用できない、このような実態はないのか併せて伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 令和5年3月時点で認知症グループホームに入所されている方は54人となります。

グループホームの利用料についてであります。市では、料金が高過ぎて利用できないという実態は把握しておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 共生社会の実現を推進するための認知症基本法がさきの通常国会で成立し、全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにするなどの基本理念を掲げました。

市としても計画をつくることが求められると思いますが、第9期介護保険事業計画策定に当たってどのように留意していくのか伺います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症の人による意思決定や社会参画の機会の確保、相談体制の整備、認知症予防などの基本的施策が掲げられており、国は今後基本計画を策定することとなっております。

市の第9期介護保険事業計画の策定に当たりましては、現在の国の認知症施策推進大綱に基づく施策の検討を進める予定としており、認知症基本法に基づく国の基本計画の内容につきましては、今後情報収集をしてまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 東京商工リサーチの調査によると、2022年、介護事業者の倒産と休廃業、解散が過去最多を記録しました。2023年はさらに増える可能性があるとし、誰もが介護難民に直面する可能性があるとしています。

当市における直近5年ほどの状況を伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護事業所の休廃業の直近5年の状況についてではありますが、平成31年度はゼロ、令和2年度が2件、令和3年度が1件、令和4年度が5件、令和5年度は現時点で2件でした。この令和5年度の2件は、同業種の別の事業所と合併となり、合併した2件を含めまして合計10件になります。

なお、参考といたしまして、直近5年間で開設した事業所も10件ございました。

以上でございます。

- 6番（尾崎利一君） 団塊の世代が75歳になる2025年問題、団塊ジュニアが高齢者となってピークとなっていく2040年問題、取り沙汰をされています。

2020年に読売新聞が主要自治体の首長に行ったアンケート調査では、介護保険制度が今後10年、現行のまま維持できるのかとの問いに、困難が22%、どちらかという困難が68%、計9割が維持困難と回答しています。その理由として、人材や事業者の不足、74%、保険料の上昇に住民が耐えられない、64%となっています。

保険料のことは後で伺いますが、保険あって介護なしと言われる最大の原因が介護資源の不足にあることは間違いありません。この点での市の認識を伺います。

- 介護保険課長（里見拓美君） 高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら、安心して暮らし続けるためには、担い手の確保が重要であると認識しております。

現在当市では、市認定ヘルパー養成事業の実施や、市内事業者に対しまして東京都の専門研修の情報提供等を行っておりますが、引き続き介護人材の確保につながる施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 6番（尾崎利一君） 介護人材不足はやはり深刻です。2019年有効求人倍率で見ると、全体が1.45ですが、介護職は4.20、ヘルパーは15.01となっています。

こうした人材不足の原因について、市の認識を伺います。

- 介護保険課長（里見拓美君） 介護人材の不足の原因についてであります。主に介護人材の高齢化があると認識しており、介護保険制度開始から23年を経過し、制度開始当初から活躍された方々が高齢により離職する一方、新たな人材が十分に補われていない状況があると推察しております。

以上でございます。

- 6番（尾崎利一君） 令和4年度介護労働実態調査で、年齢別に見ると、訪問介護では60代が24.6%、70歳以上が13.5%で合わせて4割近くになり、年々割合は増加しているようです。25歳未満は1.4%、30歳未満は2.8%で、どこの事業所でも高齢の方にもう少し頑張ってくれと働いてもらっているのが実態です。

介護職の賃金が全職種に比べて著しく低いのが原因と言われて久しいわけですが、直近の数字で、全産業の賃金と介護職の賃金の比較について伺います。

- 介護保険課長（里見拓美君） 厚生労働省による令和4年度介護従事者処遇状況等の調査の結果によりますと、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している事業所における平均給与額は31万8,000円となっております。

一方、同じく厚生労働省による令和4年賃金構造基本統計調査の結果によりますと、正社員の産業別賃金の平均は34万2,000円で、その差額は2万4,000円となっております。

以上でございます。

- 6番（尾崎利一君） なかなか引き上がっていかないということで、最低賃金、専門職なわけですけれども、最低賃金にどんどん近づいていっているという、最低賃金との差がどんどん縮まってきてしまっているというのが介護職場の現状です。この抜本的な改善が必要だというふうに思います。

2000年に介護保険が誕生して10回の報酬改定が行われてきました。消費税増税対応分と処遇改善加算を除いた本体部分の報酬改定率は、それぞれどうなっているのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） これまでの介護報酬改定率についてであります。第217回社会保障審議会介護給付分科会の資料に基づき、確認できる範囲内でお答えいたします。

平成15年度が2.3%減、平成18年度が2.4%減、平成21年度が3%増、平成24年度が1.2%増、平成26年度が0.63%増、平成27年度が2.27%減、平成29年度が1.14%増、平成30年度が0.54%増、令和元年度10月が2.1%増、令和3年度が0.7%増となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私のほうで確認した数字と若干ちょっと違いますけども、私のほうで確認したものでいうと、通算で23年間でマイナス5.74%の改定ということで、いずれにしてもマイナス改定になっていると。これ抜本的に引き上げなければ、介護事業者不足、介護労働者不足は解消できないと考えます。市民守るためですから、これ市として国にきちんと求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護報酬改定についてであります。国においては、これまで度々処遇改善加算を行うなど、対策を講じてきております。令和5年度の最低賃金の引上げ目安は過去最高額となり、国においては、それらを加味して第9期の介護報酬の改定を行うものと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、保険料と利用料の問題です。

読売新聞の主要自治体首長へのアンケート調査で、9割が現行の介護保険制度の維持は困難と回答し、その理由の2番目として、保険料の上昇に住民が耐えられないとしていた問題です。この問題では、市が低所得者の利用料負担3%に軽減する制度を廃止してしまったことを改めて厳しく糾弾するものです。

現在の当市の保険料の基準月額と、介護保険発足時の基準月額を伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護保険制度発足当初の保険料と現在の保険料についてであります。平成12年の介護保険事業計画によりますと、介護保険料基準月額は3,170円で、現在は5,300円であります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 行政報告書によると、2022年7月現在の市民の1人当たり所得額は326万7,738円となります。介護保険発足当時はどうだったのか伺います。

○課税課長（星野宏徳君） 2022年度の市民1人当たりの所得額326万7,738円は分離課税分を除いた所得額となっておりますので、同一条件で言いますと、介護保険発足時である平成12年度——2000年度の課税における分離課税を除いた市民1人当たりの所得額は371万1,375円となります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この20年余りで市民の所得は45万円近く、12%も減っているのに、介護保険料は、これ3万7,000円ぐらいから6万1,200円に増えている。保険料の上昇に住民が耐えられないというのはまさにそのとおりだと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護保険財政における65歳以上の第1号被保険者の保険料の負担割合は、現在23%と定められており、介護給付費の増加に伴い、保険料も負担割合に応じた額となります。保険料については、所得に応じた負担額を設定するとともに、所得が低い方に対しましては、保険料の一部を公費負担するなど軽減を図っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 保険料の値上げを抑制するためということで介護保険会計の基金が3億円で出発しまし

たが、2023年度末には8億6,000万円になるということです。この間、決算が出てみると、保険料は値上げしなくて済んだじゃないかという結果が繰り返されています。原因を解明して保険料の軽減を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護給付費等準備基金につきましては、第8期事業計画を作成するに当たり、計画期間の保険料を抑制するための財源として活用を図ることといたしました。

その後、第8期の事業計画を進める中で決算余剰金の一部を積立てした結果、現時点で令和5年度末の残高が約8億6,700万円の見込みとなりますが、これについても、令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業計画の策定において、保険料を抑制する財源として活用を図りたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 抑制するためには取り崩さなくちゃいけないのに、取り崩さずにどんどん増えてるということになってるわけで、誰が考えてもこれおかしいということだと思います。

ケアマネジャーによるケアプラン作成の目的は何でしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） ケアプランとは介護サービス計画書のことで、利用者に対する支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標と内容をまとめた計画書で、利用者が日常生活を営む上で必要なサービスを適切に利用できることを目的に作成されるものであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この利用料についてですが、高い保険料を払って税金払うと、とても医者に行ったり介護サービスを利用したりするお金が残らないんだという声を私、この議場でも紹介してきました。ケアマネジャーからは、必要な、適切な介護サービスを提供するのではなくて、この金額の範囲内でできるプラン立ててほしいというのが仕事になってるんだというふうに伺います。こうした実態について市の認識を伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） ケアプランの作成については、専門知識を有したケアマネジャーが個々のニーズに応じた介護サービスを提供するために課題分析を行い、適切に作成しているものと認識しております。また、サービス利用に係る自己負担額が高額になり、一定額を超えた部分については高額介護サービス費として支給するなど、利用者の負担軽減を図っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） その限度額にまでなかなか達することができないと、お金がなくてとてもそこまで行かないっていうのが実態、そういう実態が多いということなんですね。

それで、要介護1から5の認定者の総数と、そのうち実際に介護サービスを利用している方の人数、分かったら教えてください。また、それぞれについて、利用料2割負担になっている方についての状況も分かれば教えてください。

○介護保険課長（里見拓美君） 令和5年3月末現在の要介護1から5までの認定者数は3,080人です。そのうち実際に介護サービスを利用している人は2,890人であり、利用料2割負担の方でサービスを利用している方は163人であり、

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 利用料2割負担になっている方の総数は分からないのでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） すみません、数字を持ち合わせておりません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 利用料について、現在は原則1割負担ですが、政府は医療と同様に3割負担にしようと狙っています。現在は1人世帯で年金収入等280万円、合計所得金額160万円以上は2割負担、同年金収入等340万円、合計所得金額220万円以上は3割負担となっていますが、この2割負担を年金収入等200万円に引き下げようとしています。9月中には結論を出すということです。現在の2割以上負担は被保険者の上位20%と言われていますが、この改定で被保険者の4割が2割以上負担になると言われています。

当市における2割負担の被保険者数、3割負担の被保険者数、さらに2割負担が年金収入等200万円以上に引き下げられたときの2割負担の被保険者数、またこの改定の影響額と影響人数を伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 当市における2割負担及び3割負担の被保険者数についてであります。令和5年3月末現在、3割負担の要支援・要介護認定者数の数は243人、2割負担は312人であります。

2割負担が年金収入等200万円以上に引き下げられた場合の2割負担になる方の認定者数でございますが、この2割負担者拡大については、国の審議会等でも年内まで引き続き議論されるものと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、これちょっと時期が違いますけれども、2割負担の被保険者数が312人で、2割負担の利用料払ってる人は163人、こう対応するって考えていいんでしょうか。さっきの、この前の答弁との関係で。

○介護保険課長（里見拓美君） 3月末現在でサービスを利用している認定者数は、要介護1から5の方ですと2,890人、2割負担者数は163人、これは要介護1から5までの方です。要支援も含めると、2割負担の方は312人でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、2割負担を実際に払っている被保険者数の数を今答弁されたってことです。ね。（里見拓美介護保険課長「そうです」と呼ぶ）分かりました。

結局、所得は減るけれども保険料はどんどん上がる。利用料も上がるから利用を抑制せざるを得ないという図式です。こんなことを続けていては、2025年問題、2040年問題に対処できないのは当然です。公費負担を引き上げるしか道はありません。

日本共産党は、利用料は取らず、国庫負担割合を給付費の50%まで計画的に倍増することを求めています。2014年の当時の田村厚生労働大臣の答弁では、自民党として、国庫負担を25%を35%にする考えを持っていたことがあるというふうに答弁しています。公明党も、新・介護ビジョンの中では、公費負担を現行の5割から当面6割に引き上げ、2025年には3分の2を公費負担で賄うとしています。与野党、立場の違いを超えた共通の解決策です。市としても強力にこれ国に要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 市としましては、社会保障審議会等、国の動向を注視しつつ、引き続き、介護保険制度に係る財政支援の充実について、東京都市長会等を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 介護保険のこの今の現状を打開するためには、公費負担を拡大する以外ないっていうのは、もうこれ誰が考えても明らかだと思います。

先ほどの田村厚労大臣の答弁は、当時民主党、現在自民党ですが、櫻井充参議院議員への答弁です。櫻井氏は、田舎では職が本当になくなってきていて、だけど高齢者の方々いっぱいいらっしゃって、介護に就くしかない、だけど賃金は安くて、とてもじゃないけど生活もできない、だから介護保険のパイを大きくする必要がある

ある、国庫負担を引き上げてほしいという質問でした。

介護保険をはじめ、社会保障は抜群の経済効果を持つ。とりわけ地域経済に対する貢献は大変大きいわけです。社会保障の経済規模はGDPの2割以上を占めるわけで、大きな経済活動です。これをどんどん削減すれば日本経済が落ち込むのは当然です。消費税減税、最低賃金を速やかに1,500円以上に、雇用は正社員が当たり前に戻すことなど、日本経済の55%を占める個人消費を直接温めることとあわせて、社会保障を抜本的に拡充することで日本経済そのものも負のスパイラルから脱し、内需主導の安定的な経済成長へと進むことができる、このことも申し上げて、この項を終わります。

次に、学校統廃合についてです。

昨年の第4回定例会で、図表でみる教育OECDインディケータ（2021年版）や統計東やまと、決算特別委員会に提出された資料などを基に取り上げました。初等教育から高等教育までに対する公的支出がOECD平均で対GDP比4.4%に対し、日本は3.0%と3分の2しかない。小学校の学級規模は、OECD21人、EU19人、日本27人、東大和31人。中学校は、OECD23人、EU21人、日本32人、東大和33人です。教員1人当たりの児童数は、OECD15人、EU13人、日本16人、東大和18人ないし20人。教員1人当たり生徒数は、OECD13人、EU11人、日本16人、東大和16.4人ないし19人となりました。教員1人当たりの児童・生徒数については、日本の教員の場合は授業以外の業務が大変多いので、この数字より一層悪いと考えられます。

政府は、少子化を理由として、毎年毎年、教員をどんどん減らし続けています。EU諸国では100人程度の小規模校が主流となっていますが、日本では学校統廃合も教員減に拍車をかけています。これだけ教育環境が立ち後れているのに、少子化だからといって教員も学校も減らし続ける。フィンランドなどEU諸国との教育格差はさらに広がる。こうしたことを続けていいのか。1学級20人程度の学級編制で子供たちの教育環境を引き上げていく方向に今進めなくていいのか、このことが問われていると思います。改めて見解を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学級編制につきましては、現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を基に、東京都教育委員会が定める学級編制基準に基づいて編成しているところでございます。

また、国におきましては、令和3年度から5年間かけて小学校は1クラス35人に引き下げることであり、令和5年度につきましては小学校4年生以下が35人学級となっておりますが、その教育的効果を実証的に分析、検討する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討するとされておりますことから、現在市が単独でさらなる少人数学級を導入することは予定しておりません。引き続き、国や東京都の動向に注視していく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私は、国とか、東京都とか、市とか、言ってる場合じゃないんじゃないかと、今の日本の教育環境はというふうに思います。

しかも、この東大和の学校統廃合ですけれども、大本にあるのは公共施設を2割削減とするという市の方針です。15校ある小・中学校が市内の公共施設の6割を占めるのですから、当然そうなるわけですが、それにしても真っ先に学校に手をつけるというのはいかがなものか、こんな社会に未来があるのかというふうに言わざるを得ません。

下水道や公共施設などが更新の時期を迎えるのは全国一律の状況です。少子化で公共施設を減らせという一方で、政府は第二東名やリニア新幹線、五輪や万博などを口実とした大規模開発などを推進し、更新費用は施

設削減と民間活力導入で乗り切れと迫っています。公共事業の中身を新規・大規模開発中心から維持・更新中心に切り替えて予算を配分することが求められています。

現在の15校を12校に減らしながら更新するという市の計画では、総額330億円かかるが補助は見込めないとのことでした。七小と九小の統廃合の計画が進んでいますが、総額どの程度かかり、そのうち補助金はどの程度見込めるのか伺います。また、公共施設等適正管理推進事業債などの有利な事業債の適用はどうなっているのか併せて伺います。

○**新校開設担当課長（大野祐司君）** 第七小学校と第九小学校の統合による新校建設の工事費につきましては、仮校舎と新校舎を合わせまして、概算の見積額で約47億円であります。また、補助金が見込めるかどうかは現在調査中であります。

公共施設等適正管理推進事業債については活用の可能性があると思いますので、今後調査を進めたいと考えております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 他の議員への答弁で、新築の統合校舎に児童を受け入れるのが令和9年の2学期から令和10年の2学期に先送りされるとのことでした。その理由が、検討委員会での検討を基にした計画では工事費が大変大きくなってしまったため、精査に時間がかかったためだと聞きました。当初の見積額と見直し後の、見直し後は47億円ということでしょうか、当初の見積額と見直し後の見積額、減額のためにどこをどのように見直したのか伺います。

○**新校開設担当課長（大野祐司君）** 新校の工事費の見積額についてであります。統合検討会議での御意見を踏まえた当初の見積額が仮校舎と新校舎を合わせて概算で約57億円、精査後の額が概算で約47億円あります。見直し内容につきましては、教室の配置等を調整し、校舎の延べ面積を縮減したものであります。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 戻りますけれども、小・中学校再編計画で各校の児童数、生徒数の推計を行っています。この推計から僅か二、三年ぐらいですが、実数は上振れしていると認識しています。直近のところで、児童総数と生徒総数の推計値と実数をそれぞれ教えてください。同様に、七小と九小、三小と五小についても教えてください。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 児童・生徒の推計につきましては、各年度5月1日で推計しておりますので、その時点の数値でお答えをさせていただきます。

令和5年度の推計児童数は4,138人、生徒数は2,015人、令和5年度の実際の児童数は4,197人、生徒数は2,033人となっており、推計との差は、市内全体で児童数が59人、生徒数が18人多い状況となっております。

同様に、第七小学校は推計児童数が313人、実際の児童数は335人、第九小学校は推計児童数が212人、実際の児童数が223人、第三小学校は推計児童数が194人、実際の児童数は216人、第五小学校は推計児童数が477人、実際の児童数は474人となっております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** これ、推計してから2年ぐらいで大分ずれてきてるわけですが、この推計の見直しは行わないでいくということなんですか。また、35人学級も、これ計画立てた時点ではもう止まってしまったということでしたが、これ推進するっていうふうに国も方針変えました。このまま突き進んでいくということなのか。見直しが必要なんではないかと私は思います。

七小と九小のどちらの敷地を統合校の敷地とするのか、検討があったんだと思います。七小のほうが敷地は少し広いと思いますが、それぞれの敷地面積を教えてください。

他方、七小は大雨の際には校庭は浸水する可能性があり、避難所であることを考えるとどうなのかという点、また校舎のある土地は一段高くなっており、ユニバーサルデザインとしてスロープを付けたり、浸水する校庭に建つ体育館にげたを履かせたりと費用がかかるということもあるわけです。判断の理由を伺います。

○**教育部長（小俣 学君）** 児童・生徒の推計の見直しにつきましては適宜行う必要があるというふうに認識をしております。

学校の敷地面積についてでありますけれども、第七小学校につきましては1万4,187平方メートル、第九小学校のほうは1万3,215平方メートルでございます。

それから、第七小学校の敷地に決めた理由、判断についてでございますが、こちらにつきましては第九小学校の児童数が少なかったこと等によるものであります。実際に今年度の第七小学校の児童数は335人、第九小学校の児童数は223人となっております、実際に112人の差が出ていると、そのような状況から七小のほうに建て替えのほうを決めたと、そういう理由での判断でございます。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 七小、九小の学童保育についてはどうなるのか伺います。

○**新校開設担当課長（大野祐司君）** 第七小学校と第九小学校の学童保育についてであります。新校舎開校後は、新校舎に整備する学童保育所と現在の学童保育所第七クラブの併用を考えております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 近隣の公共施設の合築は、現在どの施設を予定しているのか伺います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 近隣の公共施設の合築、複合の関係でございますが、現在の計画の予定では、学童保育所のほかには、芋窪集会所及び芋窪老人集会所を検討の俎上に上げております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 次に、プールを造るのかどうか、これまでの検討会議では明らかになっていません。

私は以前、葛飾区の事例を挙げて、民間プール利用のほうが高くついてしまったこと、コナミが1年間で2割も店舗を閉鎖していて、民間頼みの危うさなども指摘したところです。

五小での民間プールの活用について、初回については水には15分程度しかつかれなかったというようなことも聞いています。検討状況を伺います。

○**教育部長（小俣 学君）** 第七小学校と第九小学校の統合による新校につきましては、プールは設置しない方向で考えております。

次回の第七小学校、第九小学校の統合検討会議におきまして、内容についてお示しをさせていただき、御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 私はこれ、反対です。

それで、この項終わりますけれども、コロナ蔓延当初、学校では半数ずつの登校なども余儀なくされましたが、その際、20人未満の児童・生徒数で、子供たちにとってもよく目が届くということが話題となりました。

この項の冒頭で、日本の子供たちの教育環境が国際的に見て極めて立ち後れていることを指摘しました。小学校でいうと、学級規模は、EU19人、日本27人、教員1人当たりの児童数はEU13人、日本16人というもの

です。

今日本で何が起きているのでしょうか。6歳から11歳までの小学生人口は、2000年727万人から、2021年には609万人と83.8%になりましたが、小学校数は、同じ時期に2万4,106か所から1万9,336か所、80.2%まで減りました。少子化を理由に子供の減少を上回って学校を減らせと。東大和市で行われようとしている学校統廃合もこの流れの中で実施されようとしています。この道に未来はない。今引き返さなければ取り返しがつかないこととなります。

少なくとも、子供たちの教育環境を考えるのであれば、学校を減らさない、教員を減らさない、少人数学級を推進すべきだ、このことを申し上げて、この項を終わります。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） それでは次に、いわゆる葬儀難民の現状と対策について伺います。

葬儀難民とはどのような状況を指すものか、打開策としてどのようなことが考えられるのか伺います。

○地域振興課長（池田 剛君） 葬儀難民について公的に定義されたものはございませんが、火葬を希望する日にちや時間帯によっては、お亡くなりになられてから葬儀までに一定日数を要する状況にある御遺族の方を指すものと捉えております。

現実的な対策として、火葬の時間帯を比較的すいている時間帯にすることや、火葬のみの直葬とすることなどが考えられますが、お亡くなりになられた故人や御遺族の考え方を尊重する必要がありますことから、市のできる対策については、長期的な視点を持ち、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市長の御答弁で、死亡者数の増加状況という言葉がありましたけれども、近年の死亡者数の増加状況、どのようになっているのか伺います。

○市民課長（長井素子君） 近年の死亡者数は、平成30年度800人、平成31年度842人、令和2年度808人、令和3年度923人、令和4年度978人で、平均しますと毎年約5%ずつ増加しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今現在このように死亡者数も増加してるということで、長期的な視点で調査・研究と言いますが、既に現実の課題、現在の課題になっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 火葬場に関します対応につきましては、特に財政面で大きな課題があるものと考えてございます。

今後少子高齢化や人口減少が進展する中で、市税の収入の減ですとか、また公共施設の老朽化、学校施設の更新などに大きな財政負担も見込まれてございます。こういったところを含めまして、長期的な視点を持ちながら、優先順位を考え、調査・研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 前議会でしたか、2万2,000平米の国有地への火葬場設置は条例上の条件を満たしていないってことでした。条例上で火葬場を市内に造るとすると、考えられるところあるのでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 火葬場が設置できる条件といたしましては、東大和市墓地等の経営の許可等に関する条例がございまして、その第13条において、「火葬場の設置場所は、住宅等の敷地の境界線から水平距離で250メートル以上離れていなければならない。」と定めてございます。この条件に基づきますと、現時点では市内に適地はないと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 近隣にある火葬場で市民が使用できるものを教えてください。

○地域振興課長（池田 剛君） 近隣にある火葬場ですが、立川市にあります立川聖苑、瑞穂町にあります瑞穂斎場、民間施設で府中市にあります多磨葬祭場などがございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 立川聖苑は立川、昭島、国立で聖苑組合を構成しており、瑞穂斎場は瑞穂町、福生市、羽村市、入間市、武蔵村山市の5自治体で組合を構成しています。当市には火葬場がなく、組合にも参加していません。この経過を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 当市におきましては、これまで火葬場を単独で設置することや、また一部事務組合に加入することなどにつきまして具体的な検討は行ったことはございません。当市におきましては、市民の方、比較的近い地域に先ほど申し上げました複数の火葬場がございます。それらを現在利用されてるということと把握してございます。

なお、多摩26市におきまして、当市と同様に火葬場を単独設置しておらず、かつ一部事務組合にも加入していない市は当市を含めて12市ございまして、いずれも多摩地域の北部や東部に位置してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 組合に参加していないことで、混んでるときに後回しにされるっていうようなことはあるのかどうか伺います。

○地域振興課長（池田 剛君） 後回しにされるという実態は把握しておりませんが、組合に加入していない自治体の市民が利用できる時間帯が限られておりますので、希望する日にちや時間帯によっては、一定程度お待ちいただいと認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今順番のことでしたけれども、市民が負担する費用っていう点でのデメリットはどのようなことになりますか。立川聖苑と瑞穂斎場の2か所について結構です。

私の知人で、火葬のみの直葬に立川聖苑まで私も付き添ったことがあります。それでも20数万円かかったと思います。手元不如意で大変苦労されてました。

お金が大変かかって葬儀が出せないというのも葬儀難民と言えるというふうに思いますが、今の点、伺います。

○地域振興課長（池田 剛君） 東大和市民が立川聖苑、瑞穂斎場で12歳以上の方を火葬する場合は8万円の費用が必要となっておりまして、それぞれの組合を構成する自治体の市民は無料となっております。また、火葬費用のほかには待合室の利用料など、組合に加入している自治体の市民とは費用が異なると認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 前議会での答弁で、今、今日も答弁されましたけども、火葬場の一部事務組合に加入する場合、多額の財政負担が生じるとのことでした。どの程度の財政負担が想定されているのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 財政負担につきましては、当市の具体的な試算は行ってございませんが、他市の事例を参考に申し上げますと、武蔵村山市が平成17年度に瑞穂斎場組合に加入した際には、まず組合への加入に当たりまして施設を拡充する必要が生じました。これによりまして12億5,900万円の負担が必要になったとのことでございます。また、この負担金は、平成17年度、18年度の2か年に分けて負担したということでございますが、それに加えまして、毎年度の構成市に求められる通常の負担金もあったとのことでございます。

なお、この毎年度の負担金でございますが、武蔵村山市の令和5年度の当初予算額でいいますと5,670万8,000円ということになってございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 火葬を1週間、10日以上も待たされる、その間の御遺体の保管にもお金がかかる、さらに火葬場の組合に当市が入っていないために8万円プラス、もろもろ払わないといけない。これは解決すべき問題だと考えますが、改めて市の認識を伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 火葬場の問題でございますが、多くの方が亡くなる多死社会における非常に悩ましい問題と認識してございます。

火葬待ちの一因といたしましては、時間帯がお昼頃に集中することがあります。緩和策としましては、火葬のみの直葬を増やし、朝夕に充てることや、区部で実例がございますが、友引に炉を動かすなどがございます。運営側の御理解が必要ですし、また日本の社会になじむのかというところで難しい面がございます。

抜本的な対策といたしましては、組合に入れていただくという方法もございますが、費用面が問題であり、また現状では火葬炉の数を増やさぬ限り困難ではないかと推察しております。一方で、新設につきましても条例の規定により市内では難しい状況でございます。

このような中、今後も死者数の推移など、基礎的事項の整理、近隣市との情報交換など、必要事項の調査・研究に取り組むほか、中・長期的な課題といたしましては、既存の組合への加入や新組合の立ち上げなど、何らかの環境の変化が生じた際に、財政面で出遅れぬように、基金残高の維持充実など、引き続き財政基盤の強化に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 火葬場の問題って、前から随分と取り上げられてもいたんですけども、この間、特に葬儀難民という言葉で大きな問題になっています。当事者になるとこれはやっぱり大変な問題ですので、ぜひ、長期的ではなくて、やっぱり喫緊の現実の課題として解決に向けて取組を進めていただきたいと思います。

次に、5番の下水道料金、家庭ごみ袋代、国民健康保険税の緊急引下げについてです。

下水道料金については、下水道施設の適切な維持管理と下水道事業の安定的な経営を図るため適正な水準ということでした。

それなら、立川市や武蔵村山市に比べて43%も高いのはなぜなのか伺います。

○下水道課長（畠山 輝君） 周辺市と比較して高いのではないかと御指摘ですが、一般家庭使用料とされる1か月20立方メートル当たりの下水道使用料ということでお答えいたします。

下水道使用料の主な対象経費である、いわゆるランニングコスト等の維持管理費や、イニシャルコストである資本費がございますが、こうした費用を含め、各市における財政状況に違いがあることから、下水道使用料体系も異なっております。

当市の下水道財政状況についてであります。下水道使用料に対して、下水道施設を整備するための借入金

の償還額が多い状況であります。こうした状況を踏まえ、平成27年度に開催された下水道使用料審議会におきまして慎重に審議され、市はその内容に基づき下水道使用料を定めたものであることから、適正な水準であると考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 答申は20%から30%ということでしたが、市は30%値上げしたと。高いほうで値上げしているわけですね。

7年前に30%値上げした際の理由は、経費回収率を100%にするということでした。過去5年間、各年の経費回収率を教えてください。

○下水道課長（畠山 輝君） 過去5年間、各年の経費回収率でございます。

平成30年度が99.9%、平成31年度90.9%、令和2年度が102.5%、令和3年度が108.6%、令和4年度が108.9%でございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 7年前の値上げの説明で、本市では、事業着手が後発であったことなどの影響により施設整備に要した資本費が高額で、汚水処理原価が高いことが経費回収率が低い原因だとのことでした。

事業着手が後発であったのはなぜか伺います。

○下水道課長（畠山 輝君） 本市は、東京都の清瀬水再生センターへ東京都が整備した下水道管に本市の下水道管を接続して汚水の処理を行っております。また、本市は、荒川右岸東京流域下水道の上流に位置しており、水再生センターは下流に位置しております。一般的に下水道管は下流から整備されることから、東京都は下流から順に流域下水道を整備し、本市はそれに合わせて市内の公共下水道を接続したため、供用開始が遅くなったと認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 市民説明会でもそう説明がありました。本市は、荒川右岸東京流域の上流域であり、下水道は下流から整備するため後発となったと説明されました。参加された市民の方からは、そうであるなら、なおさらそれは市民のせいじゃないじゃないか、市民に負担を押しつけるのは筋違いではないかという発言がありました。そのとおりだと思いますが、いかがでしょうか。

○下水道課長（畠山 輝君） 先ほどの答弁でお答えしたように、本市は下水道使用料収入に対して、下水道施設を整備するための借入金の償還が多い状況であります。

こうした状況の中、下水のうち汚水については、市民の皆様のふだんの生活や事業に起因するものであることから、その排出量に応じて使用者である市民の皆様等に御負担していただくことが原則であると考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 次に、家庭ごみ袋代についてです。

ごみの減量化や費用負担の公平化を図るために適正な水準だとのこと。費用負担の公平化といいますが、2割値下げしても周辺4市のほうが低い水準だというのが前議会での答弁です。公平じゃないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 家庭ごみ指定収集袋、袋の購入ベースで御説明をさせていただきます。

20リットルで計算した場合でございますが、本市におきましては、可燃、不燃、プラ、いずれも40円ござ

いまして、可燃で申し上げますと、週2回、年間51週といたしまして、40円掛ける2回掛ける51週ということで4,080円となります。また、不燃につきましては、月1回、年間12回ということで計算いたしますと480円かかります。また、プラにつきましては、週1回、51週で計算しますと2,040円かかるところでございます。これらを合計しますと6,600円となります。

一方で、袋の使用枚数につきましては、先ほどの計算で考えますと、可燃ごみにつきましては102枚、不燃ごみにつきましては12枚、プラにつきましては51枚必要となるところでございます。こちら合計いたしますと165枚になりますが、10枚入りのセットになってございますので、年間で17セット必要となりまして、400円で計算いたしますと6,800円となるところでございます。

一方で、組合を構成しております小平市、武蔵村山市の場合で申し上げますと、可燃、40円掛ける2回掛ける51週で4,080円、不燃、40円掛ける12回、480円、ここまでは本市と一緒にございますが、プラにつきましては20円で設定しておりますので、1回、51週で考えますと1,020円となります。

これら合計いたしますと、5,580円となりますが、小平市、武蔵村山市の場合につきましてはそれぞれ袋の種類が異なっておりまして、可燃であれば11セット必要となります。不燃であれば2セット必要となります。プラにつきましては6セット必要となりまして、合計で19セットが必要となります。これでそれぞれ計算いたしますと年間6,400円の購入費がかかるということになります。

東大和市ではその種別がございませんが、2市はごみの種別ごとに購入をしておりますので、袋の購入ベースで考えますと、東大和市は6,800円、他市——小平市、武蔵村山市では6,400円でございますので、年間の差額が400円となります。これを月額に直しますと約33円となりますので、大きな差はないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ちょっとよく分かんないんだけど、いずれにしても、容リプラが半額もしくは無料というのが立川、小平、武蔵村山で、東村山は、そこよりさらに料金体系、安いということで、前議会の答弁でも、東大和のごみ袋代、2割値下げしても周辺4市のほうが低い水準だという答弁です。これは実際に、セットと違ってということじゃなくて、どんだけの枚数がかかるのか、そのためにどれだけの費用がかかるのかということにすればはっきりするだろうというふうに思います。これは公平と言いながら実際に公平じゃないということを改めて申し上げておきたいと思います。

国保税については、国民皆保険を下支えする国民健康保険事業の安定的な運営を図るために適正な水準だという答弁でした。

議会初日の補正予算で、国保加入者の所得減少が主な要因で、国保税収入が下方修正されました。1人当たり課税所得は81万円で、1人当たり保険税額は11万2,000円とのことです。これが適正な水準でしょうか。低所得世帯が多い国保加入者に過大な負担を強いているという認識はないのか伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 国民健康保険につきましては、国民健康保険財政の健全化を図るため、財政健全化計画に基づき、令和5年度におきましても必要となる保険税率等の改定を行ったところであります。従前の所得に応じた保険税軽減制度に加え、市独自の軽減施策や減免施策などを設け、国民健康保険に加入する方への様々な配慮を行っております。その上で必要とされる保険税を御負担いただき、国民健康保険制度の持続可能な制度運営のための財政健全化を進めているところであります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 給与年収400万円の40歳の4人家族で51万円を超える国保税を払わなくてはなりません。国保税だけです。ほかに所得税、住民税や年金等払わなくてはなりません。これ、過大ではないというのか伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 繰り返しになりますが、市の国民健康保険税につきましては、所得に応じた保険税軽減制度に加え、市独自の軽減施策や減免施策を設けるなど、様々な配慮を行っております。また、納税相談においては、相談者の事情を聞き取り、丁寧な対応に努め、ほかに御案内できる制度がないか確認を行い、御紹介をしております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 給与年収400万円の同じ条件で小平市では39万8,000円、武蔵村山市では43万8,000円です。当市の国保税は武蔵村山市より17%高く、小平市より3割高いこととなります。これで適正と言えるのか伺います。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 国民健康保険についてでありますけれども、国保については国の制度を基本としておりまして、制度を安定的・持続可能なものとするため、国からは、赤字補填の繰入れを解消して、国民健康保険の財政の健全化を図ることを求められております。

市におきましては、平成30年度以降、国の方針にのっとり、制度上の軽減施策に加え、市独自の保険税軽減等の施策を設けております。また、保有する基金を活用することで、国民健康保険に加入される方の負担軽減を図りまして、国民健康保険財政の健全化に努めているところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 3つでそれぞれ聞いてきましたけれども、適正な水準だと、それぞれ。しかし、その適正な水準がなぜ東大和だけこんなに高いのかということなんです。3つとも押しなべて周辺4市と比べて当市が一番高い、極端に高いという状況です。

同様のサービスを受けているのに、東大和市民の負担が非常に重いということになれば、これは市民は納得できないということになるのは当然だと思いますが、改めて伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 下水道使用料は法令によりまして、またごみ処理手数料は家庭系廃棄物有料化方針によりまして、また国民健康保険税は国民皆保険を下支えする国民健康保険の安定的な運営を図るための費用として算出しておりますことから、それぞれ適正な水準であると認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 繰り返し伺いましたけれども、適正な水準がなぜ東大和だけこんなに高いのかということについてはお答えがありませんでした。

物価高騰がとどまる場所を知らません。国における消費税の緊急減税、インボイスの中止、最低賃金の大幅引上げなどと併せて、当市においてはこれら重過ぎる市民の負担を緊急に引き下げる必要があります。改めて要求します。

次に、最後の6番のところに移ります。

第二給食センター跡地への（仮称）子ども発達支援センターつむぎ東大和及び（仮称）東大和どろんこ保育園の整備については、工事の説明会について前議会で苦言を呈したところです。

その後、周辺住民の皆さんから苦情ないのか、トラブルないのか、理解広がっているのか伺います。

○子ども未来部長（志村明子君） 建設工事に関しましては、工事発注者であります社会福祉法人どろんこ会及

び工事施工事業者、それぞれの担当者の責任者の双方で近隣住民の方からの御意見、御要望に一つずつ丁寧かつ誠実に対応し、御理解を得ていること、また建設工事においては、安全・安心に対し最大限の配慮を持って進めていることを聞いております。

そのことから、（仮称）子ども発達支援センターつむぎ東大和及び（仮称）東大和どろんこ保育園の整備につきましても、周辺住民の皆様の理解をいただいているものと認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 私、施設整備そのものを悪いって言うてるんじゃないなくて、最初の説明会はやっぱりボタンのかけ違えで、極めて不十分だったというふうに感じていますので、これ取り返す上でも丁寧な対応を求めておきたいと思います。

東京街道団地の生活支援ゾーン、公園・運動広場については、全て工事が進められているということです。工事に当たっても周辺住民の皆さんの理解が得られるようにお願いします。

それから、向原団地の特別支援学校の設計が進められているということで、前議会でも、設計中の現段階で、完成後には市民開放されることになっているグラウンド、体育館、多目的室が市民が使いやすいものとなるよう要望してほしいと要求したところです。市の答弁は、適切に調整していくということだったと思います。

令和元年6月に交わされた確認書では、これら施設について都民開放することを前提とした整備を図っているんです。この具体的な内容を確認していただきたいということなんです。グラウンド利用団体が備品等を入れる倉庫については設置されるらしいと小耳に挟んでいますけれども、更衣室やシャワーが利用者も使えるような配置になっていると一層ありがたいとも思うわけです。これは一例ですけれども、これらの点についていかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） グラウンド、体育館、多目的室の具体的な内容は未確定であると聞いております。今後も引き続き東京都教育庁に確認してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この確認書の都民開放することを前提とした整備を図ると、この具体的な内容についてぜひ確認していただきたいということなんです、この点はいかがでしょう。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 今後も引き続きまして、確認書の内容に基づきまして東京都と協議をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。せっかく、もちろん特別支援学校そのものが地域の皆さんに受け入れられて、交通面でのことやいろんな懸念も寄せられていますけれども、そういうことも含めて受け入れられていくっていうこと、大変大事なことだと思っています。

同時に、計画当初に示されたこれら施設の市民開放が実際に本当に使いやすく多くの市民から喜ばれる、市民だけじゃないと思いますけれども、そういう施設として使われるっていうこと大事だと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、確認書では、二次避難所、一時（いつとき）避難所として協定を締結することも入っています。都の当初の説明では、福祉避難所とすることもできるんだというふうに言っていました。このあたりについては、学校設置後に学校と協定書を結んでいくという理解でいいのか伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 議員のおっしゃった福祉避難所を二次避難所としてお答えさせていただきます。

確認書に基づきまして、二次避難所及び一時（いつとき）避難場所として、学校施設及び屋外グラウンド等を活用することについて東京都教育庁と調整を図った上で、学校設置後、学校と市の間で協定を締結することとなっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） よろしくお願ひします。都内で特別支援学校が不足して、カーテンで仕切って授業をしてる実態が少しでも解消されることは大変歓迎すべきことだと思います。多くの市民に喜ばれるものとなるようにお願ひしておきます。

それから、桜が丘2丁目の国有地については、2番の介護保険のところを要求したとおりですので繰り返しません。特養ホーム等の整備にフル活用していただくようお願ひします。

桜が丘3丁目の国有地についてです。決まっていなかったらスケボーパークをお願ひしたいっていうような声も寄せられたりしてるんですが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 利用方法に対する御意見の一つといたしまして受け取らせていただきます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この土地については、当時の小島副市長も、市内に残された最後のまとまった土地として活用に意欲を示すっていう答弁もされています。

市民に広く要望を聞く機会をつくるということも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現在の状況で、市民お一人お一人からの御意見をお伺いする考えはございませんけれども、国から作成を求められております利用計画、こちらの進捗状況を踏まえまして検討してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（東口正美君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（東口正美君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（東口正美君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

明日12日から15日、19日から22日につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（東口正美君） これをもって本日の会議を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時13分 散会